

2025 年度高速道路DXアクセラレーションプログラム 応募規約

本規約は、イノベーション交流会が実施する「高速道路 DX アクセラレーションプログラム」（以下「本プログラム」といいます。）の応募条件等を定めるものです。

第 1 条（規約の同意）

1. 応募者が、本プログラムの応募申請時に本規約の「同意する」にチェックを入れた場合、該当応募者は本規約に同意したことになります。

第 2 条（定義）

本規約において、次の各号にかかげる用語の定義は当該各号に定めるところによります。

1. 「主催者」とは、本プログラムを実施するイノベーション交流会（NEXCO 中日本及び会員企業で構成）をいいます。
2. 「応募者」とは、本プログラムの応募を希望する者及び提供データの提供を受けて応募作品を制作する者をいいます。
3. 「応募作品」とは、応募者が本規約に従い、技術（画像解析、遠隔モニタリング、ロボティクス技術等）またはアプリケーション（WEB サービス、スマホアプリ等）を用いたソリューション、アイデア及び文書等の総称をいいます。
4. 「事前審査」とは、主催者が行う書面での応募作品の審査で、プレゼンテーション審査への参加者を選抜する審査をいいます。
5. 「プレゼンテーション審査」とは、応募者が応募作品に関するプレゼンテーションを行い、主催者が入賞作品を決定するための審査をいいます。
6. 「応募者専用サイト」とは、主催者が、応募者に対して、提供データの提供や応募作品の提出を受け付けるための web サイトをいいます。
7. 「産業財産権等」とは特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びこれらを受ける権利やノウハウ等を総称していいます。
8. 「知的財産権」とは産業財産権等および著作権を総称していいます。
9. 「利用者」とは、応募作品を利用または閲覧する者をいいます。

第 3 条（応募資格）

1. 本規約に同意いただいた法人（企業、大学など）のみが、本プログラムに応募ができます。なお、イノベーション交流会の会員でも応募は可能とします。また、応募された作品および法人名は、NEXCO 中日本及びイノベーション交流会の会員企業に共有されます。
2. 前項の定めにかかわらず、自己、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは本プログラムに関係する従業員またはその代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人、またはこれらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）、または資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力との何らかの交流、関与を行っている場合には、応募できません。

3. 本条前各項に反することが判明したときは、主催者は何らかの催告をせず、当該応募者の応募を停止することができます。応募者は、当該停止措置に対して何らかの異議を申し立てないものとします。

第4条（応募条件）

応募者は、下記の項目すべてに従い、応募作品を応募してください。

1. 応募者は、本規約及び開催年度毎に別途定める募集要項に従い、応募作品を制作するものとします。
2. 応募者は、募集テーマに従い、募集部門に応募するものとします。
3. 応募作品がソリューション部門の場合は、応募者が任意の方法で技術（画像解析、遠隔モニタリング、ロボティクス技術等）及びアプリケーション（WEB サービス、スマホアプリ等）を用いたソリューションを考案・制作できるものとします。ただし、応募作品を主催者以外に公開することを禁止いたします。入賞した応募作品以外は、結果発表以降応募者が自由に公開できます。
4. 応募者は、提供データの利用に際しては、「高速道路 DX アクセラレーションプログラム提供データ利用規約」を遵守するものとします。
5. 応募者は、本プログラムに応募し、入賞した応募作品を他のコンテストへ応募することを禁止いたします。
6. 応募作品は、応募者が考案・制作したものに限りません。なお、他法人と共同で考案・制作した場合、共同で応募することとします。
7. 同一の応募者が応募できる作品数の制限はありません。
8. 応募者は、応募作品に第三者が権利を有する知的財産権（画像、動画、アイコン、ロゴ、応募作品と組み合わせて使うデータ、応募作品の開発に用いたオープンソースのライブラリ等を含む）を用いる場合には、本プログラムの応募及びその後の実施に支障がないように当該知的財産権について、あらかじめ権利処理を行い、その旨応募作品で明記するとともに、主催者に対して第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとします。
9. 応募者は、応募作品の開発環境・実行環境の構築、インターネット通信料・接続費・交通費を含む本プログラムの応募に係る諸費用は、応募者のご負担となることを承諾するものとします。
10. 本プログラム応募者の事前審査通過者は、原則としてプレゼンテーション審査会へ出席して応募作品のプレゼンテーションを行うものとします。

11. ソリューション部門の応募者は、応募作品が最優秀賞または優秀賞を受賞した場合には、原則として主催者が開催するイノベーション交流会での活用方法を検討する検討会に参加するものとします。
12. 応募者は、応募作品の制作過程でなされた応募作品に係る創作で知的財産権となるものについて、実施に支障が出ないよう応募者自身の責任においてあらかじめ必要な権利保護等の手続きを行うこととします。なお、イノベーション交流会会員及び NEXCO 中日本が当該知的財産権の実施を希望した場合は、応募者は、実施を許諾するものとし、その条件等については、応募者と実施する者で協議するものとします。
13. 本プログラムの賞金の支払方法は、当該法人名義の指定口座へのお振込とさせていただきます。
14. 応募者は、応募作品が入賞した場合には、イノベーション交流会会員に参加を希望される場合は、賞にあわせた期間の会費が免除されます。なお、入会の権利を第三者に譲渡することはできません。
15. ソリューション部門の応募作品は、利用した人がウイルス感染や情報漏洩などの被害に遭わないよう、セキュリティ対策等を十分に行うものとします。また、提供プラットフォームや、使用する OS、ブラウザの開発、提供会社等が開発者向けに提供しているセキュリティポリシー等を理解の上、十分な対応を講じるものとします。
16. 本プログラムの提出期限を過ぎて応募作品を提出した場合は、本プログラムの応募が認められないものとします。
17. 応募者は、応募者専用サイトの応募作品提出フォームから募集要項にて規定する提出物を揃え、提出期限までに応募作品を提出してください。なお、ソリューション部門の事前審査通過者は、任意の方法にて作成した応募作品（技術、アプリケーション等）の実機による事前確認をプレゼン審査の前に実施します。事前確認方法の詳細については、事前審査通過者に別途案内します。
18. 応募する過程でなされたアイデア等に係る知的財産権は、応募者自身の責任において実施に支障が出ないよう、あらかじめ必要な権利保護等の手続きを行うこととし、主催者は一切の責任を負いません。また、主催者または第三者が応募者の責任により損害を被った場合は、応募者が損害賠償責任を負うものとします。なお、応募者は、イノベーション交流会会員及び NEXCO 中日本に当該知的財産権を実施許諾することを承諾するものとし、その条件については、協議して定めるものとします。
19. 応募者は、主催者が公序良俗に反する、または反するおそれのある応募作品および、本プログラムの趣旨に合わない応募作品であると主催者が判断した場合、当該応募作品の応募が取り消されることを承諾するものとします。
20. 応募者は、主催者または主催者が指定する者が、本プログラムの告知、宣伝、記録及び広報等の目的で、当該応募者による応募作品、名称、応募者名などを無償かつ無期限に、公開、複製、配布、公衆送信または出版（電子的方法によるものを含みます。）その他の方法により利用することを許諾するものとします。なお、当該応募作品に第三者の知的財産権が含まれる場合、主催者が当該第三者から許諾を受けることに協力するものとします。

21. 応募者は、本プログラムに応募作品に応募した旨を、自己の WEB サイトや SNS 等で紹介することができます。ただし、当該応募作品の内容を開示してはならず、主催者と共同開発等を行ったものと誤解を招く恐れのある表現を用いてはなりません。
22. 応募者は、応募内容に虚偽の記載をした場合は、入賞の資格を失います。
23. 連絡がとれない等の理由で応募者に入賞をお伝えできない場合には、当該応募者の入賞権利が無効になることがあります。
24. 応募時に収集した氏名や連絡先等の個人情報、関係法令および主務大臣等が策定する指針・ガイドラインを遵守し、本プログラムの運営に必要な範囲で利用するものとします。
25. 本プログラムの選考の経過等に関するお問い合わせには応じられません。
26. 諸事情により本プログラムを予告なく中止する場合があります。また中止した場合、応募者が本プログラムの中止を知るまでに本プログラムの応募のために提出した費用が発生したとしても、主催者は当該提出費用を補償する義務はないものとします。

第 5 条（応募者の責任・賠償）

1. 応募者は、応募者の不法行為または本規約に定められた応募者の条件に反し、主催者に生じた費用（当該不法行為により被った損害を原状回復するために主催者が支払った費用、当該不法行為により主催者が第三者に支払った損害賠償金額および弁護士費用等を含みます）を負担するものとします。
2. 応募作品が第三者の権利を侵害した場合、当該侵害を主張する第三者に対する対応については、当該応募者が全責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。
3. 応募作品が主催者に不利益または不評をもたらした場合、応募者が全責任を負うものとします。

以 上